



三重県公報

令和6年9月10日（火）

第 548 号

毎週火・金曜日発行

目 次

（番号）	（題 名）	（担当）	（頁）
	告 示		
621	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定	（障がい福祉課）	2
622	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出	（ 同 ）	2
623	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関からの指定の辞退	（ 同 ）	2
624	保安林の指定施業要件の変更に係る通知	（治山林道課）	2
625	同伴	（ 同 ）	5
626	区域内特定養殖業者の同意が要件に適合している旨	（水産振興課）	10
627	特定計量器の定期検査の実施	（計量検定所）	10

告 示

三重県告示第 621 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和 6 年 9 月 10 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

医療機関の種別	医 療 機 関 の 称	所 在 地	標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	指 定 年 月 日
薬局	はあと薬局鎌田店	松阪市鎌田町 195-19		薬局	令和 6 年 8 月 1 日
薬局	はあと薬局	松阪市小黒田町 251-6		薬局	令和 6 年 8 月 1 日
薬局	はあと薬局 在宅センター	松阪市駅部田町 233-1		薬局	令和 6 年 8 月 1 日
薬局	はあと薬局大黒田店	松阪市大黒田町 454-14		薬局	令和 6 年 8 月 1 日
薬局	ライフ薬局西豊浜店	伊勢市西豊浜町 110-2		薬局	令和 6 年 8 月 1 日

三重県告示第 622 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 64 条の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関から名称及び所在地の変更の届出がありました。

令和 6 年 9 月 10 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

医療機関の種別	医療機関の名称	医療機関の名称及び所在地		標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	変 更 年 月 日
		変更前	変更後			
薬局	みよの台薬局 桃の木店	志宝薬局 桃の木店	みよの台薬局 桃の木店		薬局	令和 6 年 9 月 1 日
薬局	しましま薬局	とまと薬局	しましま薬局		薬局	令和 6 年 9 月 1 日

三重県告示第 623 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 65 条の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関から指定の辞退がありました。

令和 6 年 9 月 10 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

医療機関の種別	医療機関の名称	所 在 地	標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	辞 退 年 月 日
病院・診療所	医療法人 尚徳会 ヨナハ丘の上病院	桑名市さくらの丘 1 番地	整形外科	整形外科	令和 6 年 3 月 31 日

三重県告示第 624 号

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定である旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を津市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 6 年 9 月 10 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 通知することができない者の氏名
永井 三雄
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
津市美里町北長野字上滑り坂 2804
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 2

- 1 通知することができない者の氏名
片山 喜蔵
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
津市美里町北長野字上滑り坂 2806 の 1
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 3

- 1 通知することができない者の氏名
林 勉
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
津市美里町北長野字上滑り坂 2835 の 10
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 4

- 1 通知することができない者の氏名
行方 伸介

2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
津市美里町北長野字上滑り坂 2835 の 29
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 5

1 通知することができない者の氏名

大洞 光雄

2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
津市美里町北長野字上滑り坂 2835 の 33、字経ヶ峯 2838 の 5
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 6

1 通知することができない者の氏名

米増 久夫

2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
津市美里町北長野字経ヶ峯 2838 の 2
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 7

1 通知することができない者の氏名

藤門 麗光

2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美里町北長野字経ヶ峯 2840 の 2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 625 号

次の者に係る森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定である旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を津市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 6 年 9 月 10 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

第 1

1 通知することができない者の氏名

藤田 藤夫

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町奥津字平淵 2750 の 18

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 2

1 通知することができない者の氏名

藤田 種三

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町奥津字平淵 2750 の 18

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 3

- 1 通知することができない者の氏名
中北 仲藏
 - 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
津市美杉町奥津字平淵 2750 の 18
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 4

- 1 通知することができない者の氏名
藤田 種藏
 - 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
津市美杉町奥津字平淵 2750 の 18
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 5

- 1 通知することができない者の氏名
格島 庄平
 - 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
津市美杉町奥津字平淵 2750 の 18
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 6

- 1 通知することができない者の氏名
中北 寅藏
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
津市美杉町奥津字平淵 2750 の 18
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 7

- 1 通知することができない者の氏名
藤田 茂一
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
津市美杉町奥津字平淵 2750 の 18
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 8

- 1 通知することができない者の氏名
峯田 喜十郎
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
津市美杉町奥津字平淵 2750 の 18
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 9

- 1 通知することができない者の氏名

藤田 多吉

2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
津市美杉町奥津字平淵 2750 の 18
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 10

1 通知することができない者の氏名

峯田 忠兵衛

2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
津市美杉町奥津字平淵 2750 の 18
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 11

1 通知することができない者の氏名

藤田 藤松

2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
津市美杉町奥津字平淵 2750 の 18
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 12

1 通知することができない者の氏名

藤田 登

2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
津市美杉町奥津字平淵 2750 の 18
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 13

- 1 通知することができない者の氏名
峯田 次三郎
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
津市美杉町奥津字平淵 2750 の 18
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 14

- 1 通知することができない者の氏名
西口 瀧藏
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
津市美杉町奥津字平淵 2750 の 18
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 15

- 1 通知することができない者の氏名
藤田 傳一
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
津市美杉町奥津字平淵 2750 の 18

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 626 号

次の加入区及び区域に係る漁業災害補償法(昭和 39 年法律第 158 号)第 125 条の 6 第 1 項の規定による区域内特定養殖業者の同意は、同項に規定する要件に適合しているものと認めます。

令和 6 年 9 月 10 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

加入区の名称	区 域
特定のり 畔蛸加入区	鳥羽磯部漁業協同組合のうち畔蛸の地区
特定のり 的矢・飯浜加入区	鳥羽磯部漁業協同組合のうちの的矢及び飯浜の地区
特定のり 渡鹿野・三ヶ所・穴川加入区	鳥羽磯部漁業協同組合のうち渡鹿野、三ヶ所及び穴川の地区
特定のり 国府加入区	三重外湾漁業協同組合のうち国府の地区
特定のり 神明加入区	三重外湾漁業協同組合のうち神明の地区
特定のり 鶴方加入区	三重外湾漁業協同組合のうち鶴方の地区
特定のり 波切加入区	三重外湾漁業協同組合のうち波切の地区
特定のり 迫子加入区	三重外湾漁業協同組合のうち迫子の地区
特定のり 塩屋・桧山路加入区	三重外湾漁業協同組合のうち塩屋及び桧山路の地区
特定のり 浜島加入区	三重外湾漁業協同組合のうち浜島の地区
特定のり 矢口浦・引本加入区	三重外湾漁業協同組合のうち矢口浦及び引本の地区

三重県告示第 627 号

計量法(平成 4 年法律第 51 号)第 19 条第 1 項の規定により、松阪市において次のとおり特定計量器(質量計)の定期検査を実施します(ひょう量 500 k g を超えるはかりを除く。)。

令和 6 年 9 月 10 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

実 施 の 期 日		実 施 の 場 所
令和 6 年 10 月 18 日(金)	午前 10 時から 午後 3 時まで	三重県地方卸売市場(管理事務所 1F ロビー)
令和 6 年 10 月 21 日(月)	午前 10 時から 午後 3 時まで	旧嬉野地域振興局

令和6年10月22日（火）	午前11時から 午後2時30分まで	飯高総合開発センター
令和6年10月23日（水）	午前10時30分から 午後3時まで	飯南産業文化センター
令和6年10月24日（木）	午前10時から 午後3時まで	松阪市役所（庁舎裏公用車駐車場）
令和6年10月25日（金）	午前10時から 午後3時まで	松阪市役所（庁舎裏公用車駐車場）

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務・文書課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
